

令和 8 年度 償却資産（固定資産税）申告の手引き

市税につきましては、日頃よりご協力をいただきありがとうございます。
固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産（事業用資産）についても課税の対象となります。
償却資産を所有されている方は、毎年賦課期日（1 月 1 日）現在所有している償却資産について
申告していただくことになります（地方税法第 383 条＜固定資産の申告＞）。
つきましては、この申告の手引きを参照して申告書を作成のうえ、期限までに提出してください。

提出期限 令和 8 年 2 月 2 日（月）

◇ 便利な電子申告（eLTAX：エルタックス）をご利用ください。

◇ 提出先

＜電子申告（eLTAX：エルタックス）＞

インターネットを利用して、自宅や会社から申告等の手続きを行うことができます。
詳しくは、eLTAX ホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）をご覧ください、
不明点については、eLTAX ヘルプデスク（TEL0570-081459）へお問合せください。

＜郵送で提出の方＞

〒943-8601 新潟県上越市木田 1 丁目 1 番 3 号

上越市役所 税務課 家屋・償却資産係

※ 受領印を押した申告書の控えの返送が必要な場合は、申告書の控えと切手を貼った返信
用封筒を必ず同封してください。

＜窓口で提出の方＞

上越市役所 税務課 家屋・償却資産係

または 各区の総合事務所 市民生活・福祉グループ、南・北出張所

◇ 申告書様式等の送付が不要な場合は、ご連絡ください

電子申告が増加していること及び環境への配慮等の観点から、申告書様式や手引き等が不要な方
へは、次年度以降、様式等の送付を停止させていただきます。

送付不要な場合は、申告書右下の「18 備考（添付書類等）」欄に、「次年度以降申告書類等送付
不要」と記入し、ご提出ください。

※申告書類の送付等を停止した場合でも、引き続き、期限までに申告を行ってください。

※納税通知書等は引き続き送付いたします。

※連絡事項がある年度等に、申告書類等をお送りする場合があります。

※既に送付不要の旨ご連絡いただいている場合は、再度の連絡は不要です。



＜問合せ先＞

上越市 財務部 税務課 家屋・償却資産係

TEL 025-520-5652

ホームページから申告書様式等をダウンロードできます。

<https://www.city.joetsu.niigata.jp/soshiki/zeimu>

検索サイトからの検索

上越市 償却資産

検索

郵送で提出する場合は、
下の部分を切り取って、
宛名としてご利用ください。

〒943-8601

新潟県上越市木田 1 丁目 1 番 3 号

上越市役所 税務課

家屋・償却資産係 行

目 次

(ページ)

I 償却資産のあらまし

1	償却資産とは・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2	業種別の主な償却資産・・・・・・・・・・	3
3	申告の対象となる資産・・・・・・・・・・	4
4	申告の対象とならない資産・・・・・・・・	4
5	少額の減価償却資産の取り扱いについて	5
6	国税と固定資産税の主な違い・・・・・・・・	5
7	リース資産の形態と申告義務者・・・・・・・・	6
8	償却資産の申告対象となる特殊自動車・・	6
9	償却資産の種類と主な内容・・・・・・・・	7
10	建築設備における家屋と償却資産の区分	7～8

II 償却資産の申告について

1	提出する書類・・・・・・・・・・・・・・・・	9
2	申告をしなかった場合、虚偽の申告をした場合	10
3	調査について・・・・・・・・・・・・・・・・	10
4	固定資産税の軽減措置等・・・・・・・・・・	10～11
5	マイナンバーの取扱いについて・・・・・・・・	12

III 申告書の記入例

1	償却資産申告書（償却資産課税台帳）の記入例	14～15
2	種類別明細書の記入例・・・・・・・・・・	16～17

IV 償却資産の評価から納税まで

1	評価額の算出方法・・・・・・・・・・・・・・・・	18
2	課税標準額の算出方法・・・・・・・・・・	19
3	免税点・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
4	税額の算出方法・・・・・・・・・・・・・・・・	19
5	納期・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
6	納税方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19

（この手引きは、令和 7 年 10 月 31 日現在において作成しています。）

I 償却資産のあらまし

1 償却資産とは

固定資産税の課税対象となる償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その資産の減価償却額または減価償却費が法人税または所得税の規定による所得の計算上、損金または必要経費に算入されるものをいいます。（これに類する資産で法人税または所得税を課されない方が所有されているものも含まれます。）

たとえば、会社や個人で工場や商店を営んでいる方や、駐車場やアパートを貸し付けている方が、事業のために用いている構築物・機械・工具・器具・備品等が対象となります。

2 業種別の主な償却資産

業 種 名		主 な 償 却 資 産
各業種 共通	事務系	パソコン、プリンター、コピー機、壁掛け型ルームエアコン、テレビ、レジスター、机、椅子、ソファ、簡易間仕切、ロッカー、金庫 等
	建物附属設備	受変電設備、自家発電設備、LAN 設備、外部電気引込、内部造作 等
	外構工事 (構築物)	駐車場舗装、フェンス、ブロック塀、門扉、消雪設備、井戸、側溝、擁壁、緑化施設（植栽）、外灯、カーポート、自転車置き場、ゴミ置き場、広告看板、屋外埋設給排水ガス設備 等
不動産賃貸業 (アパート・駐車場)		上記の建物附属設備・外構工事、壁掛け型ルームエアコン、防犯カメラ、駐車装置（機械設備、ターンテーブル）等
小売業・飲食業		陳列棚、陳列ケース、厨房設備、冷凍冷蔵庫、製氷機、券売機、カラオケ、テーブル、カウンター、椅子、日除け 等
理容・美容業		理容・美容用椅子、理容・美容用洗面設備、消毒殺菌器、サインポール 等
クリーニング業		洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール包装設備 等
医療業		レントゲン装置、手術機器、調剤機器、歯科診療ユニット、消毒殺菌機、顕微鏡、分析・検査装置、ベッド、冷蔵庫、自家発電設備 等
農業		トラクター、コンバイン等の農業作業用自動車（詳しくは 6 ページ）、歩行型田植え機、乾燥機、もみすり機、ビニールハウス 等
製造業		各種機械装置（金属製品・非金属製品・食料品の製造機器）、梱包機、測定・検査工具、自家発電設備 等
建設業		ブルドーザー・パワーショベル等の大型特殊自動車（詳しくは 6 ページ）、建設機械、発電機 等
ガソリンスタンド		洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、防火壁、地下タンク 等
旅館・ホテル業		客室設備（ベッド、家具、テレビ等）、厨房設備、洗濯設備、音響設備、照明設備、カラオケ設備 等
浴場業		釜、温水器、濾過器、井戸、ポンプ、ボイラー、カラン 等

3 申告の対象となる資産

令和 8 年 1 月 1 日現在において上越市内で所有し、事業の用に供することができる資産として、税務会計（所得税及び法人税を計算するための会計方法）上、減価償却の対象となる有形の固定資産（固定資産税の家屋として評価される資産を除きます（詳しくは 8 ページ）。）となります。

なお、次のような資産も、事業の用に供することができる状態であれば申告の対象となります。

- ① 建設仮勘定で経理されている資産
- ② 決算期以後 1 月 1 日までの間に取得された資産で、まだ固定資産勘定に計上されていない資産
- ③ 簿外資産（帳簿には記載されていないが、事業の用に供し得るもの）
- ④ 償却済資産（減価償却が終了し、備忘価額となっている資産）
- ⑤ 遊休資産（補修、休業等により一時的に活動を停止している資産）
- ⑥ 未稼働資産（既に完成しているが、未だ稼働していない資産）
- ⑦ 改良費（資本的支出：新たな資産の取得として、本体とは区分してください。）
- ⑧ 大型特殊自動車（詳しくは 6 ページ）
- ⑨ 福利厚生のに供する資産
- ⑩ 借用資産（リース資産）で、契約の内容が割賦販売と同様である資産（詳しくは 6 ページ）
- ⑪ 租税特別措置法の規定を適用し、損金算入または特別償却（即時償却）をしている資産
・ 中小企業者等の少額資産（30 万円未満）の損金算入の特例適用資産（詳しくは 5 ページ）等
- ⑫ 賃貸住宅を借りて事業をされている方（テナント）が行った内装、造作、建築設備等の資産（平成 16 年 4 月 1 日以後に取り付けたもの）（詳しくは 7～8 ページ）
- ⑬ 使用可能期間が 1 年未満または取得価額が 20 万円未満であっても、個別に減価償却している資産
- ⑭ 清算中の法人が所有する償却資産のうち、清算事務の用に供されているもの及び貸し付けている資産

4 申告の対象とならない資産

次のような資産は、償却資産の課税対象とならないので、申告の必要はありません。

- ① 無形固定資産（ソフトウェア、営業権、商標権、特許権、水利権 等）
- ② 自動車税、軽自動車税の課税対象となる車両
- ③ 繰延資産（創立費、開業費、開発費 等）
- ④ 棚卸資産（商品、貯蔵品 等）
- ⑤ 馬、牛、果樹その他の生物（ただし、観賞用・興行用の生物は申告の対象です。）
- ⑥ 時の経過によりその価値が減少しない美術品等で、取得価額が平成 27 年 1 月 1 日以後に取得したものについては 1 点百万円以上のもの 等
- ⑦ 平成 20 年 4 月 1 日以後に契約されたファイナンス・リース資産で、所有者が取得した際の取得価額が 20 万円未満のもの
- ⑧ 耐用年数が 1 年未満または取得価額が 10 万円未満の資産で、税務会計上固定資産として計上しないもの（一時に損金算入しているものまたは必要経費としているもの）
- ⑨ 取得価額が 20 万円未満の資産で、税務会計上 3 年間で一括償却しているもの

5 少額の減価償却資産の取り扱いについて

少額の減価償却資産は、税務会計上の償却方法によってその取り扱いが異なります。詳しくは次の表のとおりです。

※ 以下の表は、個人の場合は、H11. 1. 1 以後に取得した資産について、法人の場合は、H10. 4. 1 以後に開始された事業年度に取得した資産について、リース資産は、H20. 4. 1 以後に締結されたリース契約について、あてはまるものです。

取得価額		10 万円未満	10 万円以上 20 万円未満	20 万円以上 30 万円未満	30 万円以上
国税での償却方法					
必要経費（所得税法上（個人））、 一時損金算入（法人税法上（法人））		償却資産の 申告対象外			
3 年一括償却		申 告 対 象 外			
リース資産 （ファイナンス・リース）		申 告 対 象 外		償却資産の申告対象	
中小企業者等の少額特例		申告対象 ※1	申 告 対 象 ※2		
個別に減価償却	個人		申 告 対 象		
	法人	申 告 対 象			

※1：中小企業特例を適用できるのは、H15. 4. 1～H18. 3. 31 までに取得した資産です。

※2：中小企業特例を適用できるのは、H18. 4. 1～R 8. 3. 31 までに取得した資産です。

※1、2：これらは国税申告では一括して損金に算入できますが、償却資産申告では申告対象となります。

6 国税と固定資産税の主な違い

項 目	国税（法人税・所得税）の取扱い	固定資産税（償却資産）の取扱い
償却計算の基準日	事業年度（決算期）	暦年（賦課期日）
減価償却の方法	定額法、定率法の選択制度 （建物、建物附属設備、構築物は 定額法）	一般の資産は定率法を適用（固定資産評 価基準に定められた減価率を用いる） （ → 18 ページの減価残存率表）
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却（1/2）
圧縮記帳の制度	認められます。	認められません。 （圧縮前の取得価額で申告）
特別償却・割増償却 （租税特別措置法）	認められます。	認められません。
増加償却	認められます。	認められます。 （税務署への届出の写しを付けて申告）
評価額の最低限度	備忘価額（1 円）	取得価額の 100 分の 5
中小企業者等の少額 資産の損金算入の特例 （租税特別措置法）	認められます。	認められません。

7 リース資産の形態と申告義務者

リース資産	オペレーティング・リース（ファイナンス・リース以外のリース）		⇒リース会社が申告
	ファイナンス・リース ○フルペイアウト （リース料にリース物件の取得価額と諸費用のほぼ全額が含まれる） ○管理責任は使用者	所有権移転外ファイナンス・リース ○リース期間満了と同時に資産が回収されるもの	⇒リース会社が申告
		所有権移転ファイナンス・リース ○契約の内容が実際の売買にあたるようなリース契約（実質的に割賦販売であると認められ、リース終了後に使用者へ譲渡されるもの）	⇒使用者が申告

8 償却資産の申告対象となる特殊自動車

大型特殊自動車は、償却資産の申告対象となります。公道を走るためのナンバープレートの有無にかかわらず、全て申告してください。

区 分	自動車の構造及び原動機	大型特殊自動車の要件
農耕作業用自動車	トラクター、コンバイン、乗用田植機、薬剤散布車 等	最高速度が 35km/h 以上
一般用・建設用自動車	フォークリフト、ショベルローダ、タイヤローラ、ロードローラー、グレーダ、ロータリ除雪車、タイヤドーザ、ホイールクレーン 等	次の条件を 1 つでも超えるもの ①長さ：4.7m 以下 ②幅：1.7m 以下 ③高さ：2.8m 以下 ④最高速度：15km/h 以下
※ 軽自動車税の課税対象となる小型特殊自動車 次の特殊自動車は、軽自動車税の課税対象となるため、上越市の市税総合窓口で手続きを行い、ナンバープレートの交付を受けてください。 ・ 農耕作業用自動車については、最高速度が 35km/h 未満のもの。 ・ 一般用・建設用自動車については、①～④の条件を全て満たすもの。		

◆ 農耕作業用自動車のアタッチメントについて

小型農耕作業用自動車に取り付けて使用するアタッチメントは、自動車と一体となって使用され、軽自動車の一部であると考えられることから、小型農耕作業用自動車とアタッチメントの所有者が同一の場合は、償却資産の申告は必要ありません。

農耕作業用自動車（小型特殊自動車）	アタッチメントの申告
自己所有	不要
自己所有以外（借用等）	必要

※ 大型特殊自動車のアタッチメントは申告が必要です。

9 償却資産の種類と主な内容

償却資産は以下の6種類に区分されます。
それぞれの代表的な資産は、以下のとおりです。

資産の種類		主 な 内 容
第1種	構 築 物	駐車場舗装、フェンス、ブロック塀、門扉、消雪設備、井戸、側溝、擁壁、緑化施設（植栽）、外灯、カーポート、自転車置き場、ゴミ置き場、広告看板、屋外埋設給排水ガス設備 等
	建物附属設備	◆建物の所有者が取り付けした建物附属設備のうち、受変電設備、自家発電設備、中央監視設備、LAN設備、特定の生産または特定の業務用の設備 等 ◆テナントの方が賃借している家屋に自らの事業を営むために取り付けした内装・造作・建築設備や、電気・ガス・給排水衛生設備 等
第2種	機械及び装置	工作機械、印刷機械、土木建設機械、ブルドーザー・パワーショベルなど建設機械に該当する大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号が「0」「00～09」「000～099」の車両）
第3種	船 舶	遊覧船、ボート、はしけ 等
第4種	航 空 機	飛行機、ヘリコプター 等
第5種	車両及び運搬具	大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号が「9」「90～99」「900～999」の車両）、農耕作業用の自動車で最高速度が35km以上のもの ※ 自動車税・軽自動車税の対象となる自動車は対象外
第6種	工具・器具及び備品	パソコン、プリンター、コピー機、壁掛け型ルームエアコン、テレビ、レジスター、机、椅子、ソファ、簡易間仕切、ロッカー、金庫、ブラインド、カーテン 等

10 建築設備における家屋と償却資産の区分

家屋の所有者が所有する建築設備（電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等）は、本来家屋と構造上一体となってその家屋の効用を高める設備であり、家屋として評価します。
ただし、以下のものは、家屋の評価対象とならないため、償却資産として取り扱います。

（1）家屋と建築設備の所有者が同じ場合

- ① 独立した機械及び装置としての性格が強いもの（例：受変電設備、ルームエアコン 等）
- ② 家屋と構造上一体となっていないもの（例：屋外の電気配線・ガス・給排水配管設備 等）
- ③ 特定の生産または業務の用に供されるもの
（例：工場の機械の動力源である動力設備、飲食店における厨房設備、冷凍設備 等）

（2）家屋と建築設備の所有者が異なる場合

平成16年4月1日以後、家屋の所有者以外の方が取り付けした家屋の附帯設備は、「特定附帯設備」といい、取り付けした方の所有する償却資産として取り扱います。
（例：テナント（賃借人）が、貸ビル・貸店舗に取り付けた内装・造作・空調設備等）

【建築設備における家屋と償却資産の区分表】

◎…申告が必要、○…家屋として評価されるため申告不要

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有者関係			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却資産	家屋	償却資産
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			◎
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎		◎
	中央監視設備	設備一式		◎		◎
	電灯コンセント設備、照明器具設備	屋外設備一式		◎		◎
		屋内設備一式	○			◎
	電力引込設備	引込工事		◎		◎
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	電話設備	電話機、交換機等の設備		◎		◎
		配管・配線、端子盤等	○			◎
	LAN設備	設備一式		◎		◎
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		◎		◎
		配管・配線等	○			◎
	監視カメラ設備	受像機（テレビ）、カメラ、録画装置等の機器		◎		◎
		配管・配線等	○			◎
	火災報知設備	設備一式	○			◎
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			◎
	給湯設備	局所式給湯設備（電気温水器・湯沸器用）		◎		◎
		局所式給湯設備（ユニットバス、床暖房用）、中央式給湯設備	○			◎
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		屋内の配管等	○			◎
	衛生設備	設備一式（洗面器、大小便器等）	○			◎
空調設備	空調設備	消火器、避難器具、ホース・ノズル、ガスボンベ		◎		◎
		消火栓設備、スプリンクラー設備等	○			◎
	換気設備	ルームエアコン（壁掛型等）、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
		特定の生産又は業務用設備		◎		◎
その他の設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア、垂直搬送機		◎		◎
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機（ダムウェーター）等	○			◎
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・ホテル等）、寮・病院・社員食堂等の厨房設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	洗濯設備	洗濯機・脱水機・乾燥機等顧客の求めに応じるサービス設備（ホテル等）、寮・病院等の洗濯設備		◎		◎
	その他の設備	冷凍・冷蔵倉庫における冷凍装置		◎		◎

Ⅱ 償却資産の申告について

1 提出する書類

【前年度までに申告されている方】

申告者の区分	提出書類（○）		申告書右下の 18 備考への記入方法
	償却資産 申告書	種類別明細書	
資産の異動がある方 （増加、減少、訂正等）	○	○	（種類別明細書に異動内容を記入してください。）
資産の異動がない方	○	○	「増減なし」と記入してください。
申告すべき資産がない方	○		「資産なし」と記入してください。 使用している資産の所有が親会社等のため資産なしの場合は、「（株）○○で申告」などと記入してください。
閉店・廃業・事業継承等 した場合	○	○	その事由と異動年月日を記入してください。※事業継承は相手先も記入 （例：廃業 令和 7 年 5 月 31 日）

【初めて申告される方】

申告者の区分	提出書類（○）		申告書右下の 18 備考への記入方法
	償却資産 申告書	種類別明細書	
申告する資産がある方	○	○	（種類別明細書に全ての資産を記入してください。）
申告する資産がない方	○		「資産なし」と記入してください。

【電算処理方式により申告される方】

※電算処理方式…企業電算等で作成しており、事業者側で資産の評価額・課税標準額を個々に算出し、その合計額まで出して申告する方式

※前年度に電算処理方式で申告いただいた場合、上越市では個々の資産を登録していないため、種類別明細書を送付していません。

申告者の区分	提出書類（○）		申告書右下の 18 備考への記入方法
	償却資産 申告書	種類別明細書	
自社電算処理方式により 申告する方	○	○	（全ての資産について評価額・課税標準額を算定し、全資産の明細を添付してください。）

【該当する資産がある場合に提出するもの】

- | | |
|---|----------------------------------|
| ① 短縮耐用年数を適用した資産 | → 国税局長の承認通知書の写し |
| ② 増加償却を適用した資産 | → 税務署長への届出書の写し |
| ③ 課税標準の特例を適用する資産 | → 固定資産税特例適用申告書（対象資産を初めて申告する場合のみ） |
| ※ 上記の書類を提出する場合は、申告書の備考欄に添付書類の名称を記入してください。 | |

※注意事項

- 任意の様式で作成される場合は、上越市から送付した申告書に記載の「所有者コード」を提出する申告書に転記するか、送付した申告書を一緒に提出してください。
- 申告書の内容確認のため、ご連絡をさせていただく場合があります。電話番号を忘れずに記入してください。

2 申告しなかった場合、虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告をされなかった場合には、地方税法第 386 条及び上越市市税条例第 83 条の規定により 10 万円以下の過料が科されることがあります。

また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第 385 条の規定により、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金を科されることがあります。

3 調査について

上越市では、提出いただいた償却資産の申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第 353 条及び第 408 条の規定に基づき、資料提供のご依頼、実地調査を行っております。

なお、調査に伴い、償却資産の申告内容の誤りや申告漏れが判明した場合は、修正申告が必要となる場合があります。その場合の課税は、**資産の取得年の翌年度まで遡及**（地方税法第 17 条の 5 第 5 項の規定により、原則として**最大 5 年度分**）することになり、**かつ過料や延滞金が発生する場合もあります**ので、ご了承ください。

4 固定資産税の軽減措置等

（1）非課税

地方税法第 348 条及び同法附則第 14 条に定める一定の要件を備えた償却資産については、非課税となります。

該当する資産を所有されている方は、「固定資産税非課税規定適用申告書」に必要事項を記入し、非課税資産にかかる確認資料（非課税に該当することが分かるカタログ、仕様書、特定施設設置届書等の写し）とともに提出してください。

（2）減免

上越市市税条例第 80 条に定める償却資産は、申請により固定資産税が減額されます。詳しくは税務課家屋・償却資産係までお問合せください。

例：火災・豪雨・暴風・地震等により損傷を受け、損傷の程度が一定以上の償却資産

（3）課税免除

上越市市税条例第 61 条第 1 項第 4 号に定める固定資産は申請により固定資産税が免除されます。具体的には、上越市企業振興条例で定める工場（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、地域未来投資促進法の適用を受ける工場）の新設・増設等にかかる固定資産となります。

設備投資をご予定・ご検討される場合は、事前に産業立地課へご相談ください。企業振興制度による優遇制度に関する相談・手続きの窓口となっています。

検索サイトからの検索 

（4）課税標準の特例

地方税法第 349 条の 3、同法附則第 15 条に定める一定の要件を備えた償却資産については、固定資産税が軽減されます。

該当する資産を所有されている方は、「固定資産税特例適用申告書」に必要事項を記入し、特例資産にかかる確認資料とともに提出してください。

その際、償却資産申告書の右上「11 課税標準の特例」欄には、「有」にマルを付け、「種類別明細書」の特例率と右端の摘要欄には、「特例率」と「特例名称」と記入してください。

※ 特例資産にかかる確認資料（課税標準の特例に該当することが分かる書類の写し）については、税務課家屋・償却資産係までお問合せください。

◆ 先端設備等にかかる課税標準の特例について

中小事業者等（個人事業主含む）が、先端設備等導入計画を作成し、市の認定を受けてから新規に取得した償却資産について、固定資産税が軽減されます。

- ① 令和 7 年 3 月 31 日までに取得した資産
 （従業員に対する賃上げ表明がある場合） 4 年間、1/3 に軽減
 （従業員に対する賃上げ表明がない場合） 3 年間、1/2 に軽減
- ② 令和 7 年 4 月 1 日以降に取得した資産
 （従業員に対する 3%以上の賃上げ表明がある場合） 5 年間、1/4 に軽減
 （従業員に対する 1.5%以上の賃上げ表明がある場合） 3 年間、1/2 に軽減

対 象 者：資本金額 1 億円以下の法人、従業員数 1,000 人以下の個人事業主等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者（大企業の子会社を除く）

対象資産：機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物付属設備（家屋と一体となって効用を果たすものを除く）

その他要件：生産、販売活動等の用に直接供されるものであること/中古資産でないこと
 要件の詳細及び先端設備等導入計画の作成方法については、産業立地課へご相談ください。

検索サイトからの検索

【主な特例】

※「法」・・・地方税法

令和 7 年 10 月 31 日現在

根拠法令 ※		特例対象資産	取得時期	特例率
条	項・号			
法の第三四九	第 2 項	ガス事業用資産	平成 29 年 4 月 1 日以降	最初の 5 年間 1/3 その後 5 年間 2/3
	第 5 項	内航船舶	—	1/2
法附則第十五条	第 2 項 第 1 号	公共の危害防止施設等（汚水又は廃液の処理施設）	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで	1/2
	第 2 項 第 2 号	公共の危害防止施設等（ゴミ処理）	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで	1/2
	第 2 項 第 3 号	公共の危害防止施設等（最終処分場）	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで	2/3
	第 2 項 第 4 号	公共の危害防止施設等 産業廃棄物処理施設	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで	1/3
	第 25 項 第 1 号	再生可能エネルギー発電設備 （太陽光 1 千 kw 未満、風力 20kw 以上、 地熱 1 千 kw 未満、バイオマス（下記 以外のもの）1 万 kw 以上 2 万 kw 未満）	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで	3 年間 2/3
	第 25 項 第 2 号	再生可能エネルギー発電設備 （バイオマス（木質バイオマスまたは農産 物の収穫に伴って生じるバイオマスを電 気に変換するもの）1 万 kw 以上 2 万 kw 未満）	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで	3 年間 6/7
	第 25 項 第 3 号	再生可能エネルギー発電設備 （太陽光 1 千 kw 以上、風力 20kw 未満、 水力 5 千 kw 以上）	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで	3 年間 3/4
	第 25 項 第 4 号	再生可能エネルギー発電設備 （水力 5 千 kw 未満、地熱 1 千 kw 以上、 バイオマス 1 万 kw 未満）	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで	3 年間 1/2
	第 34 項	農業協同組合等共同利用機械	令和 2 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで	3 年間 1/2
	第 35 項	認定就農者	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで	5 年間 2/3
	第 43 項 旧第 44 項	先端設備等（機械及び装置、工具、器具及 び備品並びに建物附属設備）	※上記「◆先端設備等にかかる課税標準額の特 例について」参照	

5 マイナンバーの取扱いについて

(1) マイナンバーの記載について

申告書の中央上「3 個人番号又は法人番号」の欄に、個人の方は12桁の個人番号を、法人の方は13桁の法人番号を右詰めで記載してください。(共有名義の場合は記入不要です。)

(2) 本人確認について

上越市では、番号法に基づき、個人番号を記載した申告書を提出いただく際には、本人確認(番号確認及び身元確認、代理権確認)を実施させていただきます。申告の際には、「(4) 確認させていただく資料」が必要となります。

(3) 代理権の確認について

上越市から送付した償却資産申告書(氏名・住所・所有者コードが印字されたもの)は、代理権の確認資料となります。申告書を任意の様式で申告する場合も提出してください。上越市から送付した償却資産申告書がない場合は、委任状の提出をお願いします。

(4) 確認させていただく資料

申告書に法人番号を記載して申告する場合や、電子申告(eLTAX:エルタックス)により申告する場合には、番号確認と本人確認(次の①～④の確認資料の提示・添付)は不要です。

A. 本人※が申告書を提出する場合

①及び②をご提示ください。

※使用者(従業員など)が持参する場合を含む
(郵送で提出する場合は写しを同封してください。)

確認資料		提示パターン 1	提示パターン 2
①	番号確認資料	・ マイナンバーカード(裏面)	・ 個人番号が記載された住民票の写し
②	身元確認資料	・ マイナンバーカード(表面)	・ 運転免許証などの顔写真付き本人確認書類

B. 代理人※が申告書を提出する場合

③、④をご提示し、⑤はご提出ください。

※税理士など税務代理業務の権限を有するもの

(郵送で提出する場合は写し(ただし委任状は原本)を同封してください。)

確認内容		提示パターン 1	提示パターン 2
③	本人の番号確認	・ 本人のマイナンバーカード(裏面)(写しでも可)	・ 個人番号が記載された住民票の写し
④	代理人の身元確認(いずれか1点)	・ 税理士証票(代理人が税理士の場合) ・ 代理人のマイナンバーカード(表面)や運転免許証などの顔写真付き本人確認書類 等	・ 同左
⑤	代理権の確認(いずれか1点)	・ 上越市から送付した償却資産申告書(原本) ・ 税務代理権限証書 ・ 委任状 等	・ 同左

償却資産のここを教えて！

償却資産に関するよくあるご質問にお答えします。

質問：償却資産とは、どんな資産が対象となるのですか？

回答：個人、法人を問わず事業を営んでいる方が、その事業のために所有する有形固定資産は、概ね償却資産になります。ただし、少額の資産、土地や家屋、車などの別の税の課税対象となる資産など、償却資産の対象とならない資産もあります。
詳細については、3～8 ページをご覧ください。

質問：同じ固定資産なのに、土地や家屋は申告しないでいいのに、なぜ償却資産だけ申告しなければいけないのですか？

回答：土地や家屋は登記制度があることから、所有者や資産内容の把握が可能ですが、償却資産には登記制度がなく、把握が困難であることから、地方税法第 383 条の規定により、所有者の方から申告していただいています。

質問：償却資産申告書には、建物や建物附属設備の項目がないので、税務会計上、建物や建物附属設備に分類した資産は、全て償却資産の対象外ですか？

回答：原則として、家屋の評価対象とならない資産は償却資産となります。そのため、建物や建物附属設備に分類している資産であっても、資産によっては償却資産（構築物）に該当する場合があります。詳しくは、7～8 ページをご覧ください。

質問：フォークリフトや自走式の農業機械は、償却資産ですか？

回答：それぞれ以下の範囲を超える場合は、償却資産に該当します。

範囲内の場合は、小型特殊車両に該当し、軽自動車税の課税対象となるため、上越市の市税総合窓口で手続きを行い、ナンバープレートの交付を受けてください。

フォークリフト：高さ 2.8m 以下、長さ 4.7m 以下、幅 1.7m 以下、最高時速 15 km 以下
自走式の農業機械：最高時速 35 km 未満（この場合、アタッチメントも償却資産対象外）

Ⅲ 申告書の記入例

1 償却資産申告書（償却資産課税台帳）の記入例
以下の記入例にならい、必要事項を記入してください。

《住所、氏名》

- 所有者の住所、氏名（法人は社名）が印字してあります。
- 電話番号、氏名（社名）のふりがな、法人の場合は代表者の役職名及び氏名を記入してください。
- 住所、氏名に変更がある場合は、取り消し線を引き、文字の上の余白に正しい内容を記入してください。

《提出年月日》
申告書の提出日（郵送の場合は発送日）を記入してください。

《個人番号又は法人番号》
個人番号（12桁）または法人番号（13桁）を右詰めで記入してください。

《所有者コード》
独自の申告書を使用される場合は、必ずご記入いただくか、上越市から送付した申告書を添付して提出してください。

《8から14までの項目》

- 該当する方をマルで囲んでください。
- 8、9で「有」の場合は、国税における承認通知又は届け出の写しを添付してください。（詳しくは9ページの1の（2）を参照）
- 11課税標準の特例は、新規に該当、以前から該当している資産がある場合は「有」にマルを付けてください。

令和 8 年 1 月 1 2 日
宛先 新潟県上越市長

令和 8 年度
償却資産申告書（償却資産課税台帳）

※所有者コード
90001234

所有者	（ふりがな） 1 住所 〔又は納税通知書送達先〕	じょうえつしきだ 2番34号 〒943-0805 上越市木田1丁目1番1号 (電話 025 - 526 - 1234)	3 個人番号又は法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	8 短縮耐用年数の承認	有 ・ 無	
	（ふりがな） 2 氏名 〔法人にあってはその名称及び代表者の氏名〕	株式会社 上越製作所 代表取締役 上越 太郎 様 (屋号)	4 事業種目 (資本金等の額)	製造業 (5 0 百万円)		9 増加償却の届出	有 ・ 無
			5 事業開始年月	平成 9 年 4 月		10 非課税該当資産	有 ・ 無
			6 この申告に 応答する方 の係及び氏名	経理課 上越 一郎 (電話 025-526-8888)		11 課税標準の特例	有 ・ 無
			7 税理士等の 氏名	上越会計事務所 (電話 025-526-9999)		12 特別償却又は圧縮記帳	有 ・ 無
					13 税務会計上の償却方法	定率法 定額法	
					14 青色申告	有 ・ 無	

資産の種類	取得価額			
	前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	計((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)
1 構 築 物			1,800,000	1,800,000
2 機 械 及 び 装 置	13,700,000	2,700,000	4,000,000	15,000,000
3 船 舶				
4 航 空 機				
5 車 両 及 び 運 搬 具			1,200,000	0
6 工 具 、 器 具 及 び 備 品	1,800,000	1,000,000	200,000	1,000,000
7 合 計	15,500,000	3,700,000	7,200,000	19,000,000

資産の種類	評 価 額 (ホ)	決 定 価 格 (ヘ)	課 税 標 準 額 (ト)
1 構 築 物			
2 機 械 及 び 装 置			
3 船 舶			
4 航 空 機			
5 車 両 及 び 運 搬 具			
6 工 具 、 器 具 及 び 備 品			
7 合 計			

15 市(区)町村内
における事業所
等資産の所在地
① 木田1丁目2番34号
② 頸城区西福島1234番地5
③ 三和区稲原123番地40

16 借 用 資 産
(有 無)
貸主の名称等
株式会社 上越リース
上越市中央1丁目1番1号

17 事業所用家屋の所有区分
自己所有 ・ 借家

18 備 考 (添付書類等)
特例あり：先端設備
特例申告書

《事業所等資産の所在地》

- 資産の所在地を記入してください。
- 上越市内に所在地が2か所以上ある場合は、それぞれの所在地を記入し、その主たる所在地の番号にマルを付けてください。

《借用資産》

- 借用資産の有無について、該当する方をマルで囲んでください。
- 「有」の場合は、貸主の名称等を記入してください。

《備考》 次のような事項を記入してください。

- ① 添付資料がある場合 → 添付資料の名称を記入。
- ② 前年中に所有者の住所・氏名に異動があった場合、
→ 異動年月日・旧住所・旧氏名を記入。
- ③ 前年度と資産の増減がない場合 → 「増減なし」と記入。
- ④ 申告する資産がない場合 → 「資産なし」と記入。
- ⑤ 閉店・廃業・事業継承等により事業を行わなくなった場合、
→ 「その事由と異動年月日」を記入。
- ⑥ 初めて課税標準の特例を受ける資産がある場合、
→ 「特例あり：〇〇〇〇（特例名称）」と記入。
- ⑦ 次年度以降、申告書類等の送付が不要な場合
→ 「次年度以降申告書類等送付不要」と記入。
- ⑧ その他、この申告に必要な事項について記入。

2 種類別明細書の記入例

- ・ 前回申告された資産の内容が印字されています。
- ・ 資産の減少や内容を訂正する場合は、該当する異動区分にマルを付け、必要事項を記入してください。
- ・ 増加した資産は、余白部分または送付した白紙の明細書に必要事項を記入してください。

(1) 資産を訂正する場合

異動区分は、訂正の「2」にマルを付ける。

(2) 資産が減少した場合
(一部減少、全部減少)

・ 資産を一部減少した場合は、訂正の「2」にマルを付け、減少の区分は一部の「2」にマルを付ける。

・ 全部減少の場合は、削除の「3」にマルを付け、減少の区分は全部の「1」にマルを付ける。

(3) 資産が増加した場合

異動区分は、新規の「1」にマルを付ける。

《資産の種類》
該当する資産の種類の番号を記入してください。
「1」 → 構築物
「2」 → 機械及び装置
「3」 → 船舶
「4」 → 航空機
「5」 → 車両及び運搬具
「6」 → 工具・器具及び備品
※ 償却資産に該当する建物、建物附属設備は、「1」の構築物に分類してください。

《資産コード》
新規申告資産の資産コードは記入不要です。

《資産の名称》
新規申告資産の名称はカタカナ・数字・アルファベットで記入してください。

《取得年月》
・ 資産を取得した年月を記入してください。
・ 年号は以下の数字に置き換えてください。
昭和→3 平成→4 令和→5

《取得価額》
・ 当該資産の取得価額を記入してください。
・ 取得価額とは、償却資産を取得するために支出した金額又は支出すべき金額（付帯費を含む）です。
・ 圧縮記帳は認められていませんので、圧縮前の取得価額を記入してください。
・ 改良費の支出は、本体と区分して記入してください。

課税標準の特例を受ける場合は、特例名称と特例率を記入してください。

《摘要》
訂正や減少、増加した理由を記入します。

《現耐用年数》
・ 減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1、2、5、6に対応した耐用年数を記入してください。
・ 中古資産について、見積耐用年数によっている場合は、その耐用年数を記入してください。
・ 短縮耐用年数を適用している場合は、短縮された耐用年数を記入してください。

※減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表は国税庁のホームページ等をご参照ください。

所有者コード		令和 8 年度 償却資産 種類別明細書		所有者名		頁								
90001234				株式会社 上越製作所		1 / 1								
異動区分		資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月	取得価額	現耐用年数	課税標準の特例	減少の事由及び区分	増加の事由	改正前耐用年数	摘要	
増加	訂正	削除			数 量	年 号	年 月		率	コード	1. 売却 2. 滅失 3. 移動 4. その他	1. 全部 2. 一部	1. 新品取得 2. 中古品取得 3. 移動 4. その他	
1	2	3		2	00000001	ヨウセツキ	1	4	25	3	1,800,000	10	10	耐用年数誤り
1	2	3		2	00000002	ボールパン	1	4	30	4	2,000,000	10	10	名称変更
1	2	3		2	00000003	フライスパン	2	4	30	4	2,000,000	10	10	数量誤り
1	2	3		2	00000004	センパン	1	5	1	9	3,800,000	10	10	取得価額誤り
1	2	3		2	00000005	センパン	1	4	29	12	1,400,000	10	10	一部除却
1	2	3		6	00000006	ノートパソコン	4	4	29	7	800,000	4	4	
1	2	3		2	00000007	コンプレッサー	1	4	27	3	2,200,000	12	12	
1	2	3		6	00000008	ハカリ	1	4	30	9	800,000	5	5	妙高工場へ移動
誤った削除方法：異動区分にマルを付けず、取消線を引いたもの。（これだと、削除かどうか判断できず、削除されません。）														
1	2	3		6	00000009	カラーコピーキ	1	4	31	12	1,200,000	5	5	
1	2	3		1		チュウシャジョウアスファルトホソウ	1	5	3	10	1,800,000	10	10	申告もれ
1	2	3		2		CNCセンパン	1	5	7	8	4,000,000	10	10	先端設備特例
1	2	3		5		フォークリフト チュウコ	1	5	7	9	1,200,000	3	3	中古耐用年数
1	2	3		6		ハツデンキ	1	4	28	10	200,000	7	7	R7.3妙高工場から移動

IV 償却資産の評価から納税まで

1 評価額の算出方法

償却資産の評価は、償却資産の取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき、申告された資産一品ごとに賦課期日（1月1日）現在の評価額を算出します。

前年中に 取得した資産	$\text{取得価額} \times (1 - \frac{\text{減価率}}{2}) \quad \text{または、取得価額} \times \frac{\text{減価残存率}}{2}$ $(\text{= r}) \quad (\text{= a})$
前年前に 取得した資産	$\text{前年度評価額} \times (1 - \text{減価率}) \quad \text{または、前年度評価額} \times \text{減価残存率}$ $(\text{= r}) \quad (\text{= b})$

※ 算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%が評価額となります。

【減価残存率表（抜すい）】

固定資産評価基準 別表第 15「耐用年数に應ずる減価率表」より作成

耐用 年数	耐用年数 に 応ずる 減価率 (r)	減価残存率		耐用 年数	耐用年数 に 応ずる 減価率 (r)	減価残存率	
		前年中に 取得のもの (a)	前年前に 取得のもの (b)			前年中に 取得のもの (a)	前年前に 取得のもの (b)
2	0.684	0.658	0.316	27	0.082	0.959	0.918
3	0.536	0.732	0.464	28	0.079	0.960	0.921
4	0.438	0.781	0.562	29	0.076	0.962	0.924
5	0.369	0.815	0.631	30	0.074	0.963	0.926
6	0.319	0.840	0.681	31	0.072	0.964	0.928
7	0.280	0.860	0.720	32	0.069	0.965	0.931
8	0.250	0.875	0.750	33	0.067	0.966	0.933
9	0.226	0.887	0.774	34	0.066	0.967	0.934
10	0.206	0.897	0.794	35	0.064	0.968	0.936
11	0.189	0.905	0.811	36	0.062	0.969	0.938
12	0.175	0.912	0.825	37	0.060	0.970	0.940
13	0.162	0.919	0.838	38	0.059	0.970	0.941
14	0.152	0.924	0.848	39	0.057	0.971	0.943
15	0.142	0.929	0.858	40	0.056	0.972	0.944
16	0.134	0.933	0.866	41	0.055	0.972	0.945
17	0.127	0.936	0.873	42	0.053	0.973	0.947
18	0.120	0.940	0.880	43	0.052	0.974	0.948
19	0.114	0.943	0.886	44	0.051	0.974	0.949
20	0.109	0.945	0.891	45	0.050	0.975	0.950
21	0.104	0.948	0.896	46	0.049	0.975	0.951
22	0.099	0.950	0.901	47	0.048	0.976	0.952
23	0.095	0.952	0.905	48	0.047	0.976	0.953
24	0.092	0.954	0.908	49	0.046	0.977	0.954
25	0.088	0.956	0.912	50	0.045	0.977	0.955
26	0.085	0.957	0.915	60	0.038	0.981	0.962

2 課税標準額の算出方法

上越市内に所在する全資産の評価額の合計が、課税標準額となります。

なお、課税標準の特例（10～11 ページ）の適用を受ける資産がある場合は、該当資産の評価額に特例率を乗じて得られた額を基に課税標準額を算出します。

3 免税点

償却資産は課税標準額が 150 万円未満の場合は、免税点未満となり課税されません。

※ 資産の多少や免税点以上・未満にかかわらず、申告をお願いします。

4 税額の算出方法

固定資産税の税率は 1.4% です。

課税標準額の合計（※） × 1.4% = 税額（100 円未満切り捨て）

※ 固定資産（土地・家屋・償却資産）すべての資産の課税標準額の合計（1,000 円未満切り捨て）となります。

5 納期

年税額を 1 回または 4 回に分けて納税していただきます。

納期限の日は、1 回払いの場合は 4 月末に、4 回払いの場合は 4 月末・7 月末・12 月 28 日・翌年 2 月末となります。（納期限の日が休日の場合は最初に訪れる平日が納期限となります）。

なお、納税通知書は、4 月中旬に郵送します。

6 納税方法

納付書払いによる納税は、市役所の窓口や上越市指定金融機関等のほか、全国のコンビニエンスストア、スマートフォン決済アプリでの支払いも可能です。ただし、コンビニエンスストア及びスマートフォン決済アプリでの支払いの場合、納期限を過ぎたもの、または納付書 1 枚の合計納付額が 30 万円を超えるものはご利用いただけません。また、2 次元コードが記載された納付書は、2 次元コードを用いた電子決済や対応金融機関での納付ができます。

口座振替による納税は、上越市指定金融機関等の口座から、納期限の日に自動的に引き落として納税することができます。申込方法は、金融機関の窓口へ、口座振替したい口座の通帳と届出印鑑及び固定資産税納税通知書をお持ちになり、窓口へ備え付けてある口座振替依頼書で申し込んでください。個人の普通預金口座の場合、「上越市 Web 口座振替受付サービス」の利用により、インターネットでの口座振替の申込みもできます（※法人名義の口座は利用できません）。

【上越市指定金融機関等】

第四北越銀行、八十二銀行、大光銀行、富山第一銀行、上越信用金庫、新井信用金庫、新潟県信用組合、糸魚川信用組合、新潟県労働金庫、えちご上越農業協同組合、東日本信用漁業協同組合連合会、ゆうちょ銀行（郵便局）

詳細は、上越市のホームページをご覧ください。

検索サイトからの検索

上越市 市税の納付方法

検索 🔍